

厚生労働大臣
上野 賢一郎 殿

公益社団法人日本精神科病院協会
会 長 山 崎 學

障害福祉サービスについて（要望）

障害福祉サービスは、障害のある者がその有する能力及び適性に応じ、自立した日常生活及び社会生活を営むことができるよう支援することを目的として制度化されている。

障害者総合支援法においても、障害の有無にかかわらず基本的人権が尊重され、地域社会において共生することが理念として掲げられている。

しかしながら、近年、障害福祉サービス分野、とりわけ精神障害者を対象とするグループホームや関連サービスにおいて、営利を目的とする企業の急速な参入・拡大が進み、支援の質の低下、人権への配慮を欠いた運営、医療から切り離された不適切な処遇等、看過できない問題が各地で生じている。

支援に手間を要する障害者の受入れ回避、形式的な就労率・定着率の達成を目的とした利用者の囲い込み、さらには精神保健福祉法の適用を受けないことを背景とした外出制限や事実上の隔離など、制度の趣旨に反する事例も確認されている。

精神障害者においては、症状の変動や急変への対応が不可欠であり、24 時間の救急対応や短期入院が可能な精神科医療機関との密接な連携を前提とした支援体制が必要である。

現行制度のもとで営利追求を目的とした事業運営が拡大することは、利用者の人権を損なうのみならず、公的財源の適正な使用という観点からも重大な問題である。

以上の状況を踏まえ、当協会として、下記の事項について強く要望する。

記

- 1 これ以上の営利企業（営利を目的としている企業や FC を募集している企業）の参入を停止すること
- 2 営利企業が利益追求のために障害福祉サービスを使うことには、大幅な制限を加えること（例えば 1/3 支給など）
- 3 精神障害においては、24 時間救急対応ができて短期入院が可能な精神科医療機関との連携を義務付け、救急時の入院支援について評価すること
- 4 精神障害においては、6 か月ごとに「こころのケア（仮称）」として、連携する精神科医療機関の精神保健指定医を受診させ、精神症状の状態や人権への配慮についてチェックを受けることとともに医師の意見書を義務付けること
- 5 以上、現在のサービス報酬の基準となる考え方や評価指標について全面的に見直すこと

以上